

訪問型サービス【従前相当サービス(独自)】 コード A2 R6.4～

サービス種類	従前相当サービス
サービス名称	訪問介護相当サービス
サービス種別コード	A2【訪問型サービス(独自)】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1) 1週に1回程度の場合※月5週提供する場合など、月5回以上提供する場合に使用。ただし、イとロの合成単位数を比較して小さい方を使用すること。 1176単位 日割の場合 ÷ 30.4日 39単位 (2) 1週に2回程度の場合※月5週提供する場合など、月9回以上提供する場合に使用。ただし、イとロの合成単位数を比較して小さい方を使用すること。 2349単位 日割の場合 ÷ 30.4日 77単位 (3) 1週に2回を超える程度の場合※月5週提供する場合など、月13回以上提供する場合に使用。ただし、イとロの合成単位数を比較して小さい方を使用すること。 3727単位 日割の場合 ÷ 30.4日 123単位	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス11 日割		39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12		2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス12 日割		77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13		3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス13 日割		123	1日につき
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合 (1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 287単位 (2) 生活援助が中心である場合 (一)所要時間20分以上45分未満の場合 179単位 (二)所要時間45分以上の場合 220単位	287	1回につき
A2	2511	訪問型独自サービス22		179	
A2	2621	訪問型独自サービス23		220	
A2	C211	訪問型独自サービス	高齢者虐待防止措置未実施減算 イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1) 1週に1回程度の場合 12単位減算 日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算 (2) 1週に2回程度の場合 23単位減算 日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算 (3) 1週に2回を超える程度の場合 37単位減算 日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算 ロ 1月当たりの回数を定める場合 (1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 3単位減算 (2) 生活援助が中心である場合 (一)所要時間20分以上45分未満の場合 2単位減算 (二)所要時間45分以上の場合 2単位減算 (3) 短時間の身体介護が中心である場合 2単位減算	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自サービス		-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自サービス		-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自サービス		-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自サービス		-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自サービス		-1	1日につき
A2	C216	訪問型独自サービス		-3	1回につき
A2	C217	訪問型独自サービス		-2	
A2	C218	訪問型独自サービス		-2	
A2	C219	訪問型独自サービス	-2		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 所定単位数の10%減算 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 所定単位数の15%減算 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 所定単位数の12%減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3			
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算		200単位加算	

A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50単位加算		50	1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1,000加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1,000加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1,000加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1,000加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1,000加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の24/1,000加算			